

学会認定士制度について

加藤 徳明
(総務企画委員会－認定委員会委員長)

Noriaki Kato

小波瀬病院リハビリテーション科
Dept. of Rehabilitation Medicine, Obase Hospital

1. はじめに

学会の認定制度に関しては、本学会が研究会として発足した頃から話題に上がることがありました。認定制度を創設することで、将来的に認定士が関わる医療機関での自動車運転支援に関して、診療報酬が認められることが期待されます。学会化された令和4年度の第2回理事評議員総会で、武原理事より、診療報酬につながる保険収載にあたっては、評価・支援の取り組みの効果を検証しエビデンスを構築する必要がある、などの意見がありました。エビデンス構築のためには全国的な実績が必要であり、認定制度を創設して認定士が同じ水準で支援に関わることが重要であると考えられます。こうした経緯もあり、令和5年度から、ようやく認定制度は本格的に議論されることとなりました。

時期が早尚ではないかという意見もありましたが、図のように全職種対象の基本的事項を必要とする「学会認定士」と、一定の職種毎に専門性を求める「学会認定専門医」「学会認定専門士（医療系・工学系）」「学会認定専門教習指導員」等の専門制度の2段階とし（将来

的には施設認定も検討）、令和6年11月の理事評議員総会でまずは認定士の認定制度を進めることが決定されました。12月の理事会で総務企画委員会内に本制度の実務・運用などの規則を検討する認定委員会を設置することが決定され、私が委員長に任命されました。令和7年2月に認定委員会が発足され、制度概要が決まりつつあります。以下に、正式に決定していない部分も含め、認定制度の概要を説明します。

2. 制度の目的

社会復帰や運転継続を希望する対象者（高齢者や患者等）の安全で円滑な運転と移動、社会生活の確保に寄与することができるよう、本学会員が一定レベルの水準を確保することを目的とします。一定水準の専門知識を有する者を認定することにより、運転支援に関する評価・指導・介入等の水準の統一や全国への水平展開も期待できます。本学会定款第2条および第3条第4項（学術的研修と専門職養成）の具体的な事業活動でもあります。

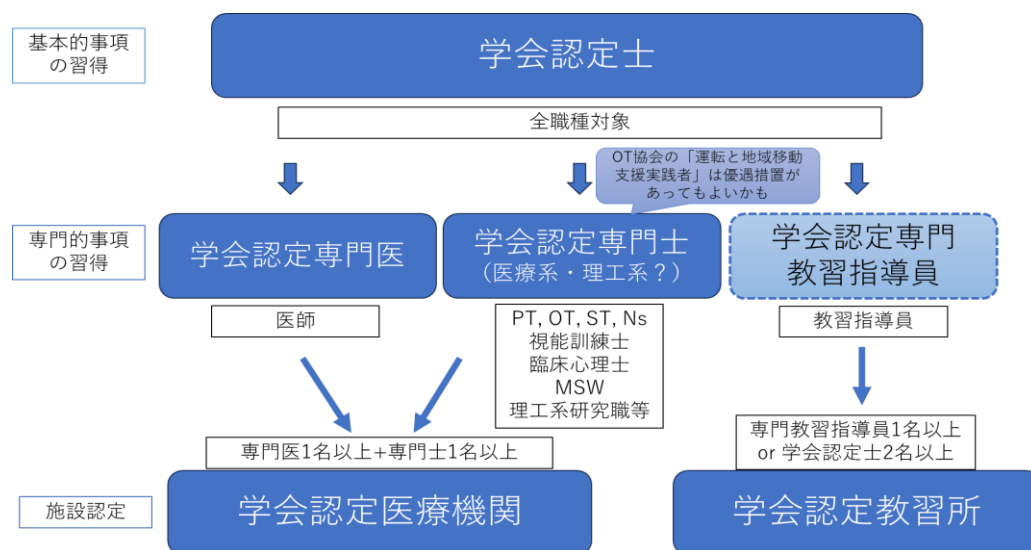


図. 制度構想（専門制度以下はどの職種まで創設するかや、名称・数値等は今後の議論で変更あり）

3. 認定士制度の概要

令和7年6月末までに決定している内容を以下に概説します。今後の議論で変更となる可能性はあります。

3・1 名称

「日本安全運転医療学会認定士」、以下「認定士」と略称する。

3・2 「認定士」認定方法

試験受験資格に沿って認定申請を事前に行い、書類審査合格者に対して学術集会時に講習を実施し、同日に講習に関する認定試験を実施する。後日、合格者のみ認定する。講習は、体制が整えば学術集会とは別日に実施することを検討予定。

3・3 「認定士」認定試験受験資格

- ① 会員歴：現会員で2年以上（会費完納者）
- ② 運転に関する実務経験：下記のいずれかを提出
 1. 申請時に2年以上の実務経験
 2. 筆頭での運転に関する論文・著書、発表・講演が分かる資料（抄録、プログラム等の写し）
- ③ 学術集会参加：1回以上（参加証／ネームカード／領収書／演者は氏名入りプログラムのいずれかの写しの提出）
- ④ 講習の受講：必要（当面は学術集会時に試験前に受講）

3・4 他学会の資格取得者への対応

日本作業療法士協会の「運転と地域移動支援実践者」は、認定証の写しの提出することで講習・認定試験は免除する。

3・5 「認定士」費用

受験申請料（試験料含む）や認定料を徴収する予定だが金額は今後検討。

3・6 「認定士」更新

期間は5年毎で更新料を徴収予定。更新要件の案を以下に示す。

- ① 学術集会参加1回以上
- ② 活動報告（症例経験、発表、論文、工学系：研究機器開発・使用経験等）
- ③ 単位不要（専門医/士/教習指導員制度では必要とする予定）

3・7 「認定士」への移行措置

初めに一定数の認定士を認定しなければ、試験制度の創設などが困難なため、認定試験受験資格を満たした者（講習の受講は免除）を先に「認定士」に認定する移行期間を設ける（2025年度のみ）の予定。

現時点での対象者の要件としては、認定試験を免除する代わりに、筆頭での雑誌・著書の運転に関する論文1編の写し、もしくは学会発表1回の抄録の写し（他学会、運転関係の講習会等での運転に関する発表・講演も含む。抄録がない発表・講演は認めない。）を提出する。日本作業療法士協会の運転と地域移動支援実践者は認定証の写しの提出で良い。

4. おわりに

以上が認定士制度の概要になりますが、まだ正式決定ではなく、第9回日本安全運転医療学会学術集会時の総会で正式な決定事項を公表予定です。特に、移行措置に関する内容は重要事項と思いますので、「認定士」の取得を希望する方は、今後のアナウンスやホームページでのお知らせに注意して下さい。過去1回以上の学術集会参加の証明としては、参加証／ネームカード／領収書／演者は氏名入りプログラムのいずれかの写しの提出を要件とする予定ですので、過去の物が無い方は次回学術集会に参加され、参加証等は大切に保管されてください。本学会員の皆さまには、是非「認定士」の取得を目指していただき、今後の本学会の発展にご協力いただきたく存じます。